

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町民体育館条例 第8条第1項		
例規番号	昭和53年条例第33号		
【基準】	<p>第8条第1項の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 体育館の使用料は、別表のとおり徴収する。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により前納しなければならない。</p> <p>3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p>		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	令和5年4月1日